

トラック奈良

5

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和元年] **2019**

No.301



忍辱山 円成寺



鎮守社 春日堂・白山堂（鎌倉時代）国宝





第3回適正化実施対策委員会報告	2
交通安全啓発活動 ～トラック出発式～	3
公共工事発注に際しての要望	6
奈良県 産業・雇用振興部 大西次長来訪	7
自由民主党 堀井 巖 参議院議員来訪	8



■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2019年2月) ……………	9
---------	--------------------------	---

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ ……………	10
------------	---------------------	----

■ 奈ト協から	第46回定時総会のご案内 ……………	12
	5月・6月の行事(予定)表 ……………	13
	全日本トラック協会長表彰受賞 ……………	13
	適正化事業・巡回指導報告書 ……………	14
	事業用自動車事故事例No.44 ……………	16
	KIT事業のご案内 ……………	17

■ 近畿総合通信局から	近畿総合通信局からのお知らせ ……………	18
-------------	----------------------	----

■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ ……………	19
-----------	--------------------	----

■ 関西交通経済研究センターから	関西交通経済研究センターからのお知らせ ……………	20
------------------	---------------------------	----

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ ……………	22
-------------	----------------------	----

	安全性優良事業所(Gマーク)申請概要 ……………	23
--	--------------------------	----

	「唐古・鍵遺跡史跡公園」空撮デコトラ ……………	24
--	--------------------------	----

	トラックによる安全啓発活動 ……………	巻末
--	---------------------	----



第3回適正化実施対策委員会報告

日時：平成31年3月18日(月) 午後1時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：塚本担当副会長、森本委員長、委員8名、役員2名、事務局2名 以上14名

指導事項

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の概要について」

近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 吉元 章 様

- ①規制の適正化 [悪質な事業者の排除関係]
- ②事業者が遵守すべき事項の明確化 [悪質な事業者の排除関係]
- ③荷主対策の深度化
- ④標準的な運賃の告示制度の導入



議 事

(1) 巡回指導報告等について (期間：平成30年4月1日～平成31年2月28日)

全国実施機関の平成30年度巡回指導目標件数220件に対し、2月末時点で237件実施。平成30年4月より調査対象項目に追加された運輸安全マネジメントは、ワースト2位の指摘。

(2) 2018年度安全性優良事業所の認定結果について

昨年12月13日付で、新規8事業所、更新28事業所の計36事業所が認定を受け、県内の認定数は165事業所(126社)となり、認定率は21.1%。奈良県は、2015年より認定事業所数が160事業所前後の横ばい傾向。

(3) 各種セミナーについて

「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等周知セミナー」71名(52社) 主な内容

- ①「働き方改革関連法」
 - (1)時間外労働の上限規制(2024年4月～)
 - (2)月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引上げ(中小企業2023年4月～)
 - (3)年5日の年次有給休暇の取得義務付け(2019年4月～)
- ②「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン(解説編)」働き方改革の実現に向けた取り組み方策【労働実態の把握】まず自社の従業員の労働

働時間の実態を把握することが重要(労働生産性の向上)

・高速道路の有効活用→高速道路料金の收受→時間の短縮に繋がる

(適正取引の推進)

・適正運賃・料金の收受→荷主へ荷待ち時間等が多い作業内容の見直しの提案

(多様な人材確保・育成)

・職場、会社の魅力度アップ→女性や高齢者の働きやすい環境作り

(4) 2019年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関活動方針(案)について

主な内容

- ①適正化事業の公正・着実に推進するため、昨年10月からの総合評価が著しく悪い事業者等への法令遵守の徹底を図るための措置への適切な対応に努める。また、運輸安全マネジメントセミナーを開催し事業者の安全意識の向上及び効果的な取組みを推進する。
- ②Gマーク認定事業所の県内認定率アップに向け、巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしなど、積極的な普及啓発に努める。
- ③県内事業所全体の総合評価の底上げを図る為「巡回指導項目改善対策資料」を作成する。

(5) その他

優良事業所表彰、運行管理者試験対策、初任運転者特別講習の実施状況等について報告。



交通安全啓発活動～横断歩道は歩行者優先 ～トラック出発式～

日時：平成31年4月13日(土) 午前9時30分～
場所：奈良警察署 駐車場（奈良市大森町）



▲中岡署長や塚本副会長らが見送るなか出発。

トラック前面に横断幕を掲出



▲(公社)奈良県トラック協会を代表して塚本哲夫副会長があいさつ。

春の交通安全県民運動を1ヶ月後に控え、(公社)奈良県トラック協会(会長・森本万司)は、奈良警察署(署長・中岡伸一)の協力を得て、「横断歩道は歩行者優先」と書いた横断幕を掲出したトラックを走らせることになり、4月13日同署駐車場で出発式を行いました。横断

幕は輸送の安全と交通安全意識の高揚を図ることを目的に会員事業所のトラック3台の前面にとりつけ、4月20日までの7日間(道路使用許可期間)、県内を走行します。

出発式で塚本哲夫副会長(奈良支部長)は「交通事故の撲滅と安全意識の高揚を祈念したい」とあいさつ。中岡伸一署長は「昨年1年間に県内で45人の方が交通事故で亡くなり、そのうち10人が道路横断中、6人は横断歩道やその付近で亡くなっている。この啓発活動で、1件でも事故を減らし、1人でも多くの命を救っていきたい」と述べました。

このあと塚本支部長による、



▲奈良警察署の中岡伸一署長があいさつ。

「横断歩行者保護」を宣言し、ミニチュアのラッピングトラック贈呈式を行い、奈良県立美術館号の先導で3台のトラックが出発しました。

横断幕掲出には塚本運送(株)、立石運送(株)、(株)吉田運輸が協力しました。



▲列席のみなさん。



▲中岡署長を前に「横断歩行者保護」を宣言する塚本副会長。



▲塚本副会長から富士運輸(株)松岡社長へミニチュアの「奈良県立美術館号」を贈呈。

横断歩行者保護宣言

県下では、横断歩行者が被害者となる痛ましい交通事故が後を絶たない状況です。

車両には、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先の義務があります。

私たち「公益社団法人奈良県トラック協会」では、輸送の安全と交通死亡事故の絶無に向けて積極的に取り組み、次のことを宣言します。

- 一、横断歩道を横断しようとする歩行者がいるときは、手前で停止します。
- 一、夜間、先行・対向車がない時は、ライトを上向きにして歩行者などを発見するよう努めます。
- 一、横断歩道等を示すダイヤモンドの道路標示があるところでは、いつでも止まれるように走ります。

ここに「横断歩行者保護」を宣言します。

平成31年4月13日
奈良県トラック協会奈良支部
支部長 塚本 哲夫



ラッピングトラックも応援走行

出発式には富士運輸（株）から、このほど完成したラッピングトラック「奈良県立美術館号」が、横断幕を掲出した3台が応援にかけつけました。奈良

公園の鹿や浮世絵、工芸品などをあしらった「奈良県立美術館号」が、横断幕を掲出した3台のトラックを先導する形で出発。

奈良県立美術館のPRも行っています。



公共工事発注に際しての事業用自動車使用に関する要望

奈良県トラック協会 ダンプ部会

日時：平成31年3月22日(金) 午後2時～

場所：奈良県庁 県土マネジメント部 技術管理課

公益社団法人奈良県トラック協会の会員事業者で構成する奈良県トラック協会ダンプ部会（部会長 山口 滋 会員数35事業者）は、奈良県 技術管理課（入口 和明課長）で、公共工事発注に際しての事業用自動車の使用に関する要望をいたしました。



▲写真の右から二人目は入口課長、山口部会長は左から二人目

※奈良県異動

4月1日付 奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局次長 入口和明 氏

奈良県 産業・雇用振興部 大西次長来訪

日 : 平成31年4月4日(木)
場所 : 奈良県トラック会館



写真右から大西 勇次長 産業振興総合センター創業・経営支援部 城家旬部長
同 生活・産業技術研究部 三木靖浩部長

自由民主党 堀井 巖 参議院議員来訪

日 : 平成31年4月18日(木)
場所 : 奈良県トラック会館

自由民主党 奈良県選挙区 堀井巖 参議院議員が来訪、森本万司会長、中秀夫副会長、塚本哲夫副会長が、貨物自動車運送事業法の改正、トラック業界の現状と人材不足への取り組み等について意見交換をしました。



軽油価格調査集計表(2019年2月)

平成31年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2019年2月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	103.30	94.27	101.38

2019年2月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	102.36	93.93	103.05
出光	97.05	94.53	99.40
昭和シェル	119.03	93.38	98.80
エクソンモービル			
キグナス		93.29	
コスモ	99.25	93.25	103.34
その他	101.39	95.40	100.65

2019年2月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	103.67	94.72	102.41
30～50キロリットル未満	97.70	92.65	97.43
50～100キロリットル未満		95.13	97.47
100キロリットル以上		93.21	

2019年2月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	105.15	95.01	101.33
30～60日未満	103.23	93.35	101.78
60日以上	94.70	98.55	99.30

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2018年10月	115.33	108.57	114.84
2018年11月	112.97	102.65	110.85
2018年12月	103.70	94.50	103.49
2019年1月	104.68	92.25	99.55
2019年2月	103.30	94.27	101.38

※消費税抜きの価格となります。

近畿交通共済からのお知らせ

2019年度 交通事故防止

作品コンクール

標語

体験記

児童画

近畿共済では、今年度も組合員の皆様から交通事故の防止を訴える【標語・体験記・児童画】を募集いたします。入選作品には賞状と副賞をお送りします。

(児童画の最優秀賞・優秀賞は2020年のカレンダーに使用させていただきます。)

体験記・児童画にご応募された方に、

QUOカード（500円分）プレゼント！

(標語応募者へのQUOカードの進呈はございません)

応募資格

事業主ならびに従業員とその家族

※ 親、配偶者、子供（児童画は小学生以下）

応募締め切り

2019年6月30日（当日の消印のあるものまで有効）



平成30年度 最優秀賞（高学年の部）

送り先・お問い合わせ

近畿交通共済協同組合 事故防止サービス課 TEL 06-6965-2826 FAX 06-6965-2838
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2（標語のみEメール可）safety@kinkyo.or.jp

応募方法等の詳細については、近畿共済ホームページをご覧ください

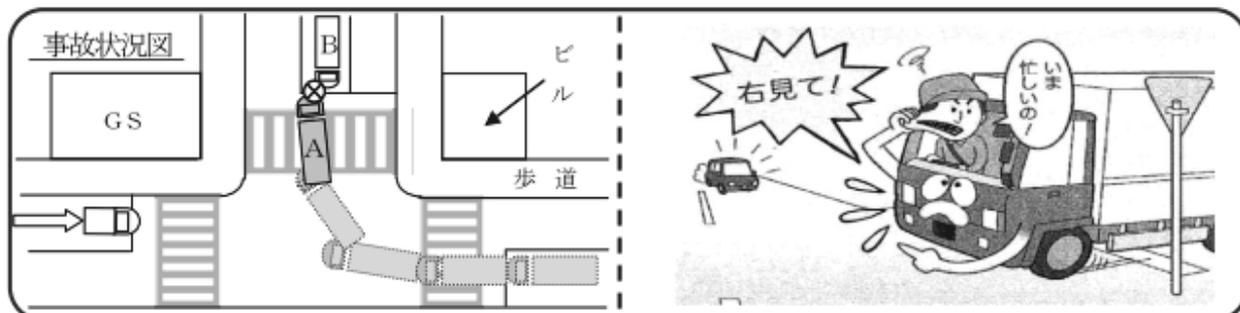
(入選作品は、全国トラック交通共済協同組合連合会および近畿交通共済協同組合の広報関係全般に使用させていただきます)

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は貨物自動車運送事業者が相互扶助の精神のもと、組織された共済組合です
お問い合わせ・連絡先 奈良事務所 (0743-59-1701) まで

安全情報(事故事例)

右折時の衝突事故



— 事故の状況 —

Aは、見通しの悪い信号機のない丁字路交差点を右折する際、右方の確認不足で右折したため、右方側の右折レーンに停車中のBに衝突した。

— 運転者の話 —

対向車が直進して来るのが見えてましたが、急いでいたため減速をあまりせず右折し、ハンドル操作を誤り、停車中のBに衝突してしまいました。

— 事故の結果および賠償額の内容 —

1. B 男性、61才、下肢・足指打撲
総治療日数49日、通院実日数26日
2. 解決方法 示談
3. 賠償総額 188万円

(1) 対人	49万円	①治療費	29万円
		②慰謝料	20万円
(2) 対物	139万円	①車両全損額	40万円
		②休車費他	99万円

— まとめ —

この事故の原因は、対向車が直進してくるのが目に入り、先に右折しようと急いでおり、速度の出し過ぎによりハンドル操作を誤ったことです。

急いで運転すると、冷静な判断ができなくなり、十分な安全確認ができず、事故への危険性が高くなります。

運転中は平常心を保ち、事故に対する危機感を高め、交通事故の防止に努めましょう。

— コメンタリー—運転で事故防止—

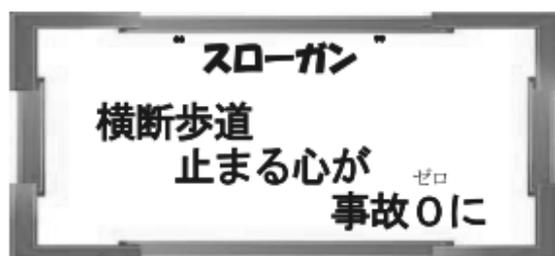
「前方よし!」「右よし!」「左よし!」
を実践して安全確認をしましょう。

交差点右折時のポイント

- どんなに急いでいても、すぐに右折をせず、慎重に交通状況を確認してから右折しましょう。
- 横断歩道に差しかけたら、最徐行または一時停止をして、左右の安全確認をしましょう。



「交差点事故の防止」
(「右・左折時」の事故防止)



第46回定時総会のご案内

会員各位

公益社団法人奈良県トラック協会

第46回定時総会の日程について

- 1 日 時
2019年5月27日（月） 午後1時～
- 2 場 所
THE KASHIHARA（ザ 橿原）
橿原市久米町652-2 TEL0744-28-6636
- 3 議 事
○ 2018年度事業報告及び決算承認に関する件
監査報告
○ 役員を選任に関する件

※ 招集通知は、5月上旬に送付予定です。

トラック協会・陸災防奈良県支部

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
10	金	13:30～	TV会議システムを利用した「特殊車両通行許可制度講習会」	奈良県トラック会館
11	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
13	月	13:30～	2019年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」説明会	奈良県トラック会館
17	金	13:30～	トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等周知セミナー	奈良県トラック会館
18	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技2日間)	奈良県トラック会館
19	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技4日間)	奈良県トラック会館
25	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技4日間)	奈良県トラック会館
26	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技4日間)	奈良県トラック会館
27	月	13:00～	第46回定時総会	THE KASHIHARA

6月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
14	金	13:30～	運輸ヘルスケアナビシステム活用及びSAS対策セミナー	奈良県トラック会館
18	火	10:30～	TV会議システムを利用した「引越事業者優良認定制度説明会」	奈良県トラック会館
22	土	9:00～	フォークリフト運転業務従事者教育講習	奈良県トラック会館

全日本トラック協会長表彰受賞

受賞者

公益社団法人奈良県トラック協会 職員 上村勇児
 多年にわたりトラック運送事業の業務に精励したことによる



適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

平成30年度実施状況		
実施目標件数	実施件数	実施率
220件	245件	111.4%

平成31年3月実施状況			
計画件数	実施件数	実施率	巡回延出動台(日)数
16件	8件	50.0%	7台

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	7	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	7	1	14.3%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	7	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	7	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	7	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	7	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	7	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	7	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	3	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	7	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	7	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	5	1	20.0%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	7	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	7	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	7	2	28.6%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	7	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	8	5	62.5%
	6. 過積載による運送を行っていないか。☆	7	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	8	1	12.5%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	8	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆	8	1	12.5%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	0	0.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	7	3	42.9%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	7	6	85.7%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	7	4	57.1%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	7	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	7	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	7	3	42.9%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	7	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	7	3	42.9%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	5	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	8	1	12.5%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	7	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	7	4	57.1%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	7	2	28.6%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	7	2	28.6%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	7	2	28.6%
指導件数合計		250	41	16.4%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	件	件	1 件	3 件	件	件	4 件
新規参入	件	件	3 (1) 件	件	件	件	3 (1) 件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	1 (1) 件	1 (1) 件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	件	件	4 (1) 件	3 件	件	1 (1) 件	8 (2) 件

※ () は会員外の件数です

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

平成30年度実施状況		
実施目標件数	実施件数	実施率
220件	245件	111.4%

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	240	12	5.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	240	14	5.8%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	240	12	5.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	240	10	4.2%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	240	12	5.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	215	3	1.4%
	7. 家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	237	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	237	7	3.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	69	4	5.8%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	8	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	239	10	4.2%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	238	13	5.5%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	193	96	49.7% ⑤
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	238	32	13.4%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	227	2	0.9%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	222	62	27.9%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	238	14	5.9%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	241	101	41.9% ⑨
	6. 過積載による運送を行っていないか。☆	220	1	0.5%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	240	74	30.8%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	239	4	1.7%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆	211	42	19.9%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	34	16	47.1% ⑧
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	235	115	48.9% ⑦
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	149	114	76.5% ①
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	150	89	59.3% ③
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	236	14	5.9%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	227	4	1.8%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	219	74	33.8% ⑩
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	238	30	12.6%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	236	117	49.6% ⑥
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	118	18	15.3%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	221	55	24.9%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	238	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	237	124	52.3% ④
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	223	44	19.7%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	216	59	27.3%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	236	157	66.5% ②
指導件数合計		7925	1555	19.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

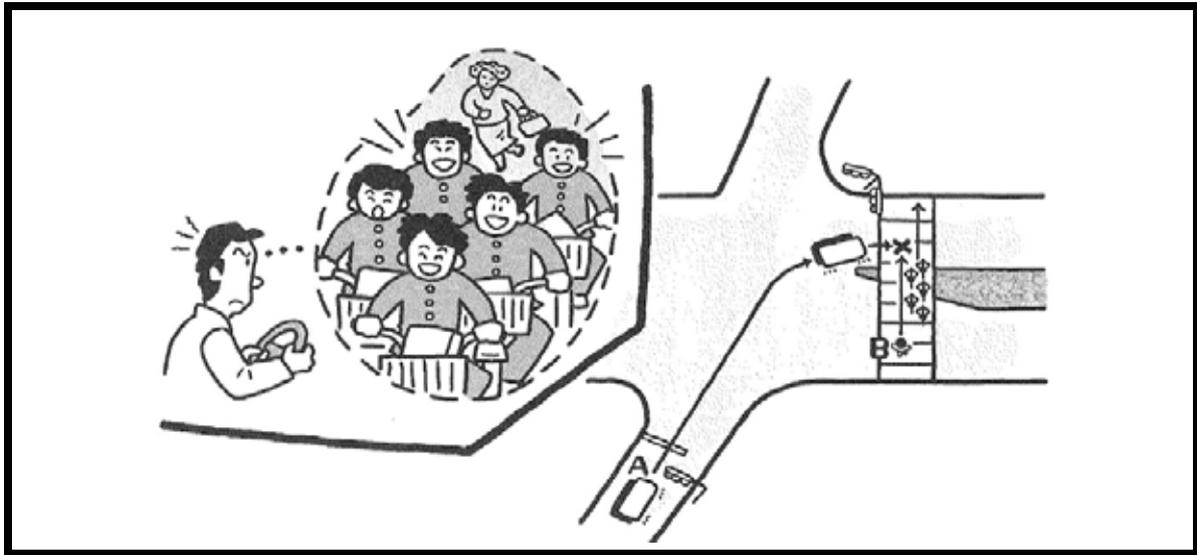
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	11(1)件	29(4)件	66(14)件	63(17)件	41(18)件	1(1)件	211(55)件
新規参入	3件	1件	6(1)件	6(5)件	3(2)件	件	19(8)件
新規(他)	1件	3(2)件	1件	2(2)件	1件	件	8(4)件
特別(労)	件	件	件	件	件	7(1)件	7(1)件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	15(1)件	33(6)件	73(15)件	71(24)件	45(20)件	8(2)件	245(68)件

※ () は会員外の件数です

事業用自動車事故事例 No.44

自転車に気を取られた軽貨物車と歩行者の事故

■事故の概況



事故類型：人对車両 横断歩道横断中
 発生日時：
 当事者A：軽貨物車 20歳代 男性
 当事者B：歩行者 50歳代 女性

■ 事故の概要

Aは、いつも通り慣れている交差点を右折しようと信号待ちをしていました。この交差点の近所には学校があり、Aはここを通るたびに、ルールを無視して我が物顔で通行していく自転車が非常に気になっていました。信号が青に変わり、A車はゆっくりと進行し、横断歩道手前で停止しました。やはり今日も自転車に乗った学生たちが、横断歩道を通りしてくるのを発見しました。気を付けなくてはならないと自転車に注意を集中していました。数台の自転車が通り過ぎたので、A車を進行させたところ、その後ろから駆け足で来たBと衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

運転するときは「運転に集中すること」と「平常心を保つこと」が大切です。運転以外のことを考えて運転していると反応が遅くなったり状況判断を誤ったりします。また、過度に興奮すると注意力にムラがでけたり、また、時には運転が乱暴になったりします。横断歩道付近では、特に歩行者や自転車に注意を払うなど、走行している場所について、“起きやすい事故の種類”を想像しておくことも重要です。特に運転を職業としている方の場合は運転する距離や時間が長くなりますが、このような意識をもつことによって注意が散漫になることをある程度防げるのではないのでしょうか？

また、この事故の場合、責められるべきはA車ですが、Bが横断歩道を渡るときにもう少しA車の動静に注意を払っていたら、事故にあうこともなかったかもしれません。

K I T 事業のご案内

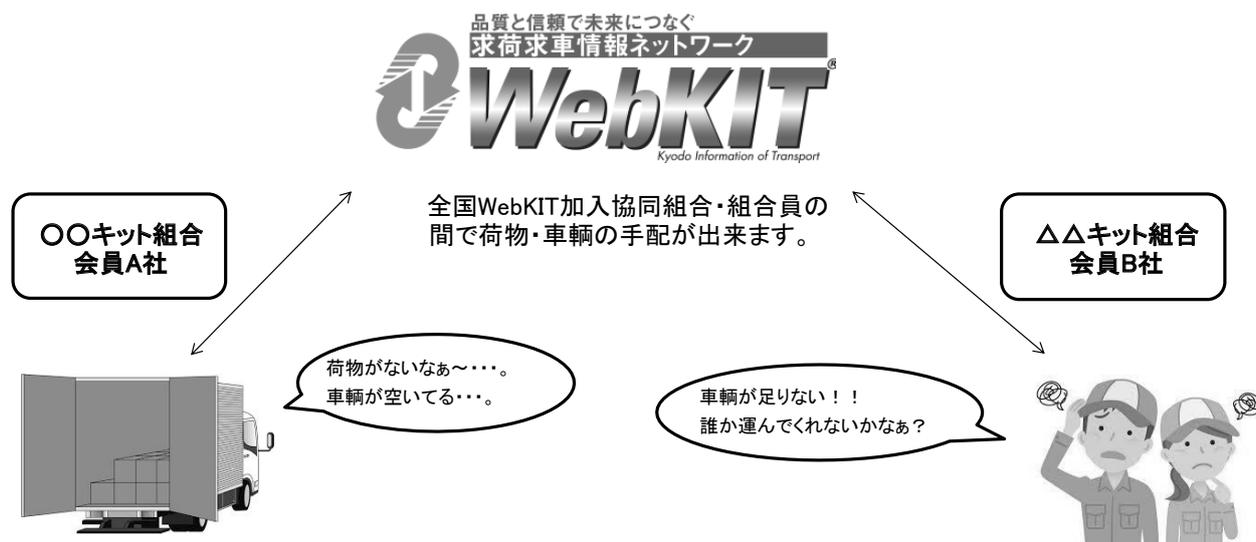
Kyodo Information of Transport

K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内

キット K ・ I ・ T

奈良県キット事業協同組合は平成12年6月から事業を開始しております。

キット事業とは、インターネット上にて、荷物及び車両を検索し、条件が合えば成約する事業で、空車を無くし、実車率を高める情報サイトです。



*** 運賃の集金は組合精算ですので安心です。**

*** 運賃の支払いは45日サイトです。**

☆輸送

運賃<実例>

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

平成30年度	2月	3月
軽油	100円	103円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2019年1月現在)

*** 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。**

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103

奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

近畿総合通信局からのお知らせ

「不法無線局取締り強化期間」のお知らせ ～不法無線局は法律で罰せられます～

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護の周知啓発活動を行うとともに、不法無線局への対策に取り組んでいます。

特に、この6月1日から6月30日までを「不法無線局取締り強化期間」として設定し、警察や海上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施しています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などを使用すると、電波法により処罰の対象となります。

これらの機器から出される不法電波は、消防・救急・鉄道・防災などに使用する無線や携帯電話などの国民生活の安心安全を支える重要な無線通信に妨害を与え、社会生活に支障をきたすことがあります。

無線機器を使用する際は、**「電波のルール」を守りましょう！**

※免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して出力を大きくするなど、指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

不法電波は生活脅かす重大な犯罪です。

不法電波に待ったなし!

- 1 無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。
- 2 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- 3 外国規格の無線機器にご注意。

電波は、消防・救急・放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、そんな大事な通信を妨害します。

総務省 近畿総合通信局 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

詳しくは総務省 電波利用ホームページへ

竹保 紅

2019.04

奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ
労働保険年度更新について

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続きは、
6月3日（月）から7月10日（水）までの期間です。
期日中の手続・納付をお願いします。

（早期申告納付のお願い）

年度更新申告書は、5月末頃に事業場あて送付いたしますので、申告書が届きましたら、お早めに申告・納付をお願いいたします。

申告・納付期日である7月10日（水）は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑が予想されます。

（ご注意）

期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料等の額を決定し、さらに追徴金（保険料等の10%）を課すことがあります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室
TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

関西交通経済研究センターからのお知らせ

経営者様・管理者様へ



国土交通省認定

「運輸安全マネジメントセミナー(ガイドラインセミナー)」 のご案内

本セミナーでは、自動車運送事業者に期待される安全管理の取組みについて、中小規模事業者を主な対象とした運輸安全マネジメントセミナー(ガイドラインセミナー)の取組事例を交えてわかりやすく解説します。

※本セミナーは国土交通省より運輸事業者の安全管理体制の構築・強化に有効と「認定」されているセミナー(通称:認定セミナー)です。

☆ 開催日時 : 令和元年6月12日(水曜日) 13:00 ~ 16:30

☆ 開催場所 : 奈良県トラック会館 2階会議室(裏面地図を参照下さい)
大和郡山市額田部北町981番地の6

☆ 実施者 : 公益財団法人関西交通経済研究センター



(運輸安全マネジメント支援センター)

〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目7番2号ウエストスクエアビル9F

電話 06-6543-6291 FAX 06-6543-6295

☆ 講師 : 公益財団法人関西交通経済研究センター 主任研究員

☆ 開催区分 : ガイドラインセミナー

☆ 受講料 : 4,000円(資料代を含みます)

☆ 募集人員 : 定員は70名です。(定員に達した場合は締め切らせて戴きます。)
申し込み締め切り日は、令和元年6月5日(水曜日)です。

☆ 受講済証 : 有り(但し、遅刻・早退者には受講済証の交付はできません。)

■本セミナー受講のインセンティブ

- ・ 地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。(2014年1月24日付け 国土交通省大臣官房、自動車局通達)
- ・ この監査インセンティブの適用を希望される場合は、単にセミナーを受講するだけでなく、各事業者様において認定セミナーの内容を活用いただき、その後、国に所定の調査票を提出していただく必要があります。調査票については、セミナーの当日にご説明いたします。
- ・ 貸切バス事業者の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」、貨物自動車運送事業者の「貨物自動車運送事業安全性評価事業」における加点要素があります。(詳細は各協会へ)



☆ 個人情報の取扱: 国のルールに則り、セミナー実施者である(公財)関西交通経済研究センターは、経営管理部門の要員がセミナーを受講された場合は「事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナー」を国に通知します。なお、国への通知を希望されない場合は、申込書の経営管理部門の要員に「該当しない」にチェックを入れて下さい。

◆主催:公益財団法人 関西交通経済研究センター(運輸安全マネジメント支援センター)

国土交通省認定

「運輸安全マネジメントセミナー(ガイドライン)」 参加申込書兼受講票

- ① 下記参加申込書の太枠内に必要事項を漏れなくご記入のうえ、公益財団法人 関西交通経済研究センターあてFAXでお申し込み下さい。 受付後、「受講票」をFAXにてお送りします。
- ② 当日は、参加申し込み確認のため本紙「参加申込書 兼 受講票」を受付にご提出下さい。
- ③ 受講料は、受講当日の受付時にお支払い下さい。

※受講番号(主催者記入欄)

お申込みFAX番号
06 - 6543 - 6295

貴社の事業の種類 : <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ハイヤー・タクシー <input type="checkbox"/> トラック		
(ふりがな) 御社名	TEL () -	
	FAX () -	
	E-mail :	
ご住所	(〒 -)	
(ふりがな) お名前	お役職	
経営管理部門の要員に、(<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない)		

※1 認定セミナーの監査インセンティブは、「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。

※2 経営管理部門の要員とは、「現業実施部門(輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門)を管理する責任・権限を持つ部門の要員」を意味し、具体的には、経営トップ、安全統括管理者、安全担当役員、安全担当の管理者などが該当します。

【アンケートについて】 認定セミナーの把握に関するアンケート(国作成、国に提出)を回収させていただきます。アンケートは、数問のごく簡単な質問ですので、ご協力をお願いします。

【個人情報の取扱について】 参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本セミナーに関する確認・連絡の通知の際に使用させていただきます。他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。



日時：令和元年 6月 12日(水曜日)

13:00 ~ 16:30

会場：奈良県トラック会館

2階会議室

大和郡山市額田部北町981番地の6

【お問合せ・お申込み先】

公益財団法人 関西交通経済研究センター

運輸安全マネジメント支援センター



TEL : 06-6543-6291

FAX : 06-6543-6295

奈良県警察本部からのお知らせ

1 平成31年の県内交通事故発生状況(4月15日現在)

区分	平成31年中	平成30年中	増減数	備考
総件数	11,520 件	12,301 件	-781 件	1日に約 110 件
人身事故件数	1,012 件	1,189 件	-177 件	1日に約 10 件
死者数	10 人	10 人	0 人	約 11日に 1人
負傷者数	1,235 人	1,471 人	-236 人	1日に約 12 件
物損事故件数	10,508 件	11,112 件	-604 件	1日に約 100件

(データは概数)

2 2019年 春の交通安全県民運動

5月11日(土)～5月20日(月)

全国重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と
高齢運転者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

奈良県重点

二輪車、原付車の交通事故防止



3 自転車マナーアップ強化月間

自転車は、車両の仲間です。
自転車は、手軽な乗り物で子供からシニアまで
幅広く利用されています。
そんな中、自転車にかかわる事故が後を絶ちません、
この機会に自転車の交通ルールについて
もう一度確認しましょう。

「止まれ」の標識がある所では、必ず「一時停止」。
「止まる」の標識がある所では、必ず一時停止をして左右等の安全確認をしましょう。
また、見通しの悪い交差点でも、一時停止しましょう。

進路を変える時は必ず後方の安全確認。
自転車は車両です。左側通行を行いましょう。
また、前方に障害物等がある、進路変更する時は、後方から車両が来ていないか、必ず安全確認しましょう。

自転車のヘルメットを着用。
自転車で行中、不意に転倒した時に頭を地面等で強打する危険があります。
自転車事故でケガをされた方の損傷部位の大半が頭部です。

自転車の特性に合わせた乗り方をしましょう。
幼児二人同乗用自転車
子供の乗せさせることでバランスやブレーキの利き具合など気を付けましょう。
電動アシスト自転車
走行時、思いがけない加速があったり、停止ペダルに足を乗せているだけでもアシスト力が働き、走り出してしまうことがあります。ゆっくり、ペダルを踏みましょう。

4 交通死亡事故の特徴

4月15日現在、県内の交通事故死者数は、**10人**です

交通事故類型では、
 人対車両 3件
 車両相互 3件
 車両単独 4件

年齢層別では、
 高齢者 5人
 壮年 5人
 青年 0人
 少年 0人
 子供 0人

状態別では、
 歩行者 3人
 自転車 2人
 四輪車 2人
 二輪車 1人
 原付車 2人



高齢者が亡くなる事故が多い傾向となっています。

※ 子供=15歳以下・少年=16～19歳・青年=20～24歳・壮年=25～64歳・高齢=65歳以上

2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2019年7月1日(月)～7月12日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

① インターネットによる頒布

頒布開始日/2019年4月16日(火)

頒布方法/申請案内↓全日本トラック協会

ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる

作成が可能

② 紙媒体による頒布

頒布開始日/2019年5月7日(火) 土・日を除く

頒布方法/申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会)より入手してください。

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成29年度(新規)	29*****
2回目更新	平成28年度(初更)	28***** (1)
3回目更新	平成27年度(2更)	27***** (2)
4回目更新	平成27年度(3更)	27***** (3)
5回目更新	平成27年度(4更)	27***** (4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみなさん
認定ステッカーを正しく使用できていますか？

インターネットを利用して申請書類が作成できます。
申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索!!



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

「唐古・鍵遺跡史跡公園」空撮デコトラ

明日香運送(株)のラッピングトラックが田原本町のPRのため、全国各地を走行しています。



右 代表取締役会長 小西健充氏
左 代表取締役社長 小西健司氏



平成30年度 トラックによる安全啓発活動

日付：平成31年4月9日(火) 午前10時～
場所：富士運輸株式会社 車庫

ラッピングトラック「奈良県立美術館号」 お披露目式



交通安全啓発活動～ トラック出発式

日付：平成31年4月13日(土) 午前9時30分～



トラック奈良 2019年5月 第301号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 森本万司
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 鳥山幸男

**荷役5大災害の防止対策
を徹底しましょう！**

- ①荷台等からの墜落・転落
- ②荷台等での荷崩れ
- ③フォークリフト使用時
- ④トラックの無人暴走
- ⑤トラック後退時